

## 砂利採取業者登録関係申請・届出書類一覧

提出書類	項目	新規登録		承継				変更						砂利採取業の廃止	登録証明	
		法人	個人	譲渡	相続	合併	分割	氏名	住所・名称		代表者	業務担当役員	業務主任者			事務所の増設
									個人	法人						
1 登録申請書（県証紙13,000円貼付）		○	○													
2 砂利採取業承継届書				○	○	○	○									
3 砂利採取業者事業譲渡証明書				○												
4 砂利採取業者相続同意証明書					①											
5 砂利採取業者相続証明書					①											
6 砂利採取業者事業承継証明書							○									
7 登録事項変更届書								○	○	○	○	○	○	○		
8 砂利採取業廃止届書															○	
誓約書	申請(届出)者	○	○	○	○	○	○				○					
	役員	○									○					
	業務主任者	○	○									○	②			
業務主任者証明書又は雇用契約書の写し		○	○									○	②			
戸籍謄本					○											
戸籍抄本								○								
登記事項証明書（法人登記簿謄）		○				○	○			○	○			○		
業務主任者合格（認定）証の写し		○	○									○	②			
生年月日を証する書面	申請(届出)者	○	○	○	○	○	○				○					
	役員	○		○	○	○	○				○					
	業務主任者	○	○									○	②			
事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面（譲渡契約書、覚書等）				○												
事業の全部の承継があつたことを証する書面							○									
砂利採取業者登録証明願（任意様式）																○

※1 書類は2部（正副各1部）作成し、県庁産業創造振興課鉱害防止・計量担当に提出すること。（砂利採取業者登録証明願は、必要部数+1部を提出すること。）

2 ①はいずれか添付すること。

3 業務主任者の変更で減員の場合、添付書類は不要です。

4 ②は、業務主任者も新たに増員する場合、増員する業務主任者について添付すること。

5 住民票の提出は不要です。